

## 被扶養者を申請するときに必要な添付書類

被扶養者にしたい人	必要な添付書類
被扶養者となる16歳以上の方 (18歳以下の高校生を除く)	最新の「所得証明書」(市区町村発行) ・「所得証明書」は、収入金額が確認できるもの (収入金額が記載されない場合は、収入金額なしでも可) ・無収入で「所得証明書」が発行されない場合は、「非課税証明書」
妻・子以外で被扶養者となる方	最新の世帯全員の「住民票」
各種年金・恩給収入のある方	最新の「年金支払通知書」等、収入が確認できるもの
給与収入がある方	最新の「源泉徴収票」もしくは直近3ヵ月分の「給与明細書」等、収入が確認できるもの
不動産・利子・配当収入がある方	最新の「確定申告書」等、収入が確認できるもの
農業所得がある方	最新の「農業所得証明書」および「耕地面積証明書」
事業所得がある方	最新の「確定申告書」等、収入内訳が確認できるもの
事業を廃業された方	「廃業届(税務署届出の控)」等、廃業したことが確認できるもの
離職された方	「退職証明書」等、退職したことが確認できるもの
雇用保険の受給資格がない方	雇用保険の受給資格がないことが確認できるもの
雇用保険の受給資格はあるが受給されない方	「離職票」の原本
雇用保険の受給を延長される方	「受給期間延長通知書」等、延長したことが確認できるもの
雇用保険の受給日額が一定未滿となる方 (受給日額3,562円未滿、60歳以上 および障害者の方は4,932円未滿)	「雇用保険受給資格者証」等受給日額が確認できるもの
雇用保険の受給を終了された方	「雇用保険受給資格者証」等、受給終了が確認できるもの
結婚された方	新姓の世帯全員の「住民票」等、新姓との関係が確認できるもの
身体障害者の方	「身体障害者手帳」等、身障者であることが確認できるもの
病気療養の方	「診断書」等、労務不能であることが確認できるもの
健康保険から給付金を受給されている方	傷病手当金および出産手当金の「支給決定通知書」等、受給の事実が確認できるもの
生活扶助を受けている方	生活扶助を受けていることが確認できるもの
高等学校以上に在学されている方	「在学証明書」もしくは「学生証」等、在学中であることが確認できるもの
被保険者と別居している方	「預金通帳の写し」もしくは「振込依頼書」等、継続的な仕送りが確認できるもの 配偶者・子以外は最新の別居世帯全員の「住民票」
内縁の方	事実が確認できるもの
被扶養者の認定に同居が条件となる方	最新の世帯全員の「住民票」

(注)

- 1 上記書類は、被保険者との生計維持関係の実態を厳密に審査するために添付していただくものです。
- 2 ケースによっては上記以外の書類および「被扶養者現況届」の提出をお願いすることがあります。
- 3 都合により上記書類が提出できない場合は、「健康保険被扶養者認定のお願い」の提出により確認することもあります。
- 4 所得証明書、非課税証明書、住民票等の各種書類取得費用は個人負担となります。